

事業計画書

2013年度

自 2013年4月1日 至 2014年3月31日

公益社団法人アジア協会アジア友の会

アジア協会アジア友の会（JAFS）のめざすもの

I. 基本理念（Vision）

文化の多様性を尊重し、誰もが生まれてきて良かったと思える地球社会の創造をめざし、以って各自の生命（いのち）の価値を高める。

II. 基本課題（Mission）

1. アジア及び世界の開発途上地域の困っている人々を助ける。
（特に、基本的生存条件が確保できない人々への生活支援を最優先する）
2. 国際社会に必要なボランティア活動の育成と推進

III. 基本目標（Goal）

アジアの善意を結集して地球社会奉仕活動を推進し、以って人間として各自に与えられた生命（いのち）の役割を果たす。

IV. 基本活動（Program offered）

1. 国際協力支援事業の推進
2. 国際人的ネットワーク網の確立
3. 日本における良き社会づくりの推進

● 基本方針

アジア諸国の都心部を中心とした急速な経済開発は、農村社会及びその社会間の中においても格差を生み出した。農村社会における格差を埋めるべく各国行政、自治体などの政策実行力は、限られており、本会の現地カウンターパートにおいても取り残されている人々をいかに見出し、諸問題に対していかに対応していくのか、課題が山積みの状況にあるのが現実である。こうした経験を踏まえて、貧困なき社会の形成を目指す本会がいかに協力していけるのか、本会の真価が問われている。

2013年度、本会の開発支援事業においては、通常のベーシックヒューマンニーズに基づいた支援を継続しつつ、格差間の中で生きる人々と対話し、彼らのニーズがくみ出せるファシリテーション・スキルを持ったカウンターパートのスタッフ及び農村グループの育成を強化していく。

国際交流事業においては、アジア国際ネットワークセミナーを通して、上記の諸問題をカウンターパートのネットワーク間において取り上げ、スタッフの育成と共通のアクションプランを策定する。アジア・ユースサミットにおいて、次世代、次々世代の若者のファシリテーション・スキル向上をプログラム・プロセスの中に組み、課題を見つめる目、解決方法を考え、実行する力を養っていく。また、ネットワーク強化・拡大のための事務局機能を強化する。

生活支援事業においては、東日本大震災の復興支援事業として、「味噌工房」及び産品直売所「みなさん館」を建設し、被災地の収入改善の一助を担った。今年度は、「復興ツアー」を通して、より多くの人たちが被災者の声に耳を傾け、対話を行うことを通じた「精神的」サポートの継続を行ない、「心」の復興を目指していく。また、国内、海外において防災モデル地域の設置を目指し、該当地域の災害史などの研究・調査を行い、モデル地域形成の第一歩を踏み出す。

本会の開発支援事業のフィードバックである国内事業においては、国内活動の基盤が弱い地域に対して、他地域から人的サポートを送り、強化していくと同時にこの繋がりを海外における開発支援に生かし、活動を更に活性化すべく財的基盤の強化に努める。

また、様々な諸活動において、統一感が課題であった広報に関しては、会報誌、ウェブ、広報物を見直し、統一感、繋がり感のあるものを作りだし、より新規サポーターも理解できる広報を目指していくと同時に事務局機能の強化のため、人的サポートを整備し、各諸課題についても迅速な対応ができる体制作りを行う。

1. 公益目的事業 1 途上国等の生活環境を改善するための開発支援事業

開発支援事業における基本目標は、前述した通り従来のベーシックヒューマンニーズの支援を実施しながらも、農村社会格差の中で取り残されてきた人たちのニーズを見出し、課題解決のための支援を行う。これまで育成してきた農村の自助グループ及び現地スタッフから課題を多く抱えた人々の解決にコミュニティとして取り組めるような人材育成を行っていく。

A. 水事業 - 安全な飲料水供給を目指して -

本会の開発支援事業の根幹の事業。水くみの重労働からの開放と衛生、生活、健康の改善を図る。本年度も現地からの要請に基づき、以下の支援を実施する。昨年度において、インド、タミルナードゥ州ディンディガル・ナマカール両県における井戸建設は、人口増加、干ばつにおける地下水位の低下が危険水準となり、中止することとなった。地下水に依存しない水源の確保を研究し、干ばつなどにて水が得られない地域の対応策を開拓する。

インド	10基
カンボジア	20基

スリランカ	13基
ネパール	10基
バングラデシュ	13基
フィリピン	11基
ミャンマー	7基
ラオス	3基
合計	83基

B. 子ども事業 - 貧困層の子どもたちの生活向上を目指した各種諸事業 -

農村における教育諸事情が変化し、より優秀な学校へと子どもたちを送りたいという両親が増える一方で、公立学校における行政からの政策は大きなギャップを生み出している。本会の教育支援プログラムである「アジア里親の会」にてそのギャップを埋めつつ、両親の期待に応えられるような教育内容や環境向上に努める。

1. 初等教育普及・向上事業（アジア里親の会）
経済的貧困層の子どもたちが通う学校の支援、教育内容の改善啓発、及び制服、教材などの一部を支援（インド、カンボジア、ネパール、バングラデシュ、フィリピン）
2. 教育環境整備事業
校舎の増設や修繕及び、行政政策のギャップを埋めるべく学校インフラなどの整備を実施。（インド、ネパール）
3. HIV/AIDS 子ども生活自立支援
本プログラムは、インド・タミルナードゥ州ディンディガル・ナマカールの両県の HIV/AIDS の影響下にある家族（稼ぎ手及び両親が感染、子どもも感染）が、収入がないために適切な医療や栄養指導などが受けられず、学校では差別を受けるなどにて苦しむ家族や子どもたちの医療供給、栄養指導、学校への HIV/AIDS の啓発を実施するプログラムである。今年度から本事業を「アジア里親の会」のプログラムに入れ、支援者を募り、プログラムを継続して実施する。（インド）
4. 栄養改善・ストリートチルドレンの生活改善
経済的貧困層の子どもたちへの給食を通じた栄養改善プログラムを学校にて実施。ストリートチルドレンの生活改善に取り組む。（インド、ネパール、フィリピン）
5. その他、特に必要とされる事項の実施。
ミャンマー・カチン州における政府軍とカチン独立機構との紛争により孤児となった子どもたちの学校（職業訓練校及び寮 = 子ども村）を作り、子どもたちの自立へのきっかけを作る。（ミャンマー）

C. 貧困対策事業 - 収入・雇用を生み出す各種支援事業 -

前述した通り、農村社会における格差が生まれた背景をしっかりと認識し、諸問題解決に取り組む現地カウンターパートスタッフ及び農村グループの強化とともに地場産業創出などを通して、格差是正に取り組む。また、障害などにより、社会開発から取り残されてきた人々の支援を実施する。

1. 農村における自立支援事業

- (1) 婦人の自助グループ(SHG^{※1})及び農村グループ (VDC^{※2})を通じたマイクロファイナンス支援事業 (インド、カンボジア)
- (2) 牛の銀行・養蜂を通じた小規模地場産業育成支援 (ネパール)
- (3) 障害を持った人々の自立支援 (フィリピン)
- (4) 牛の銀行 (バングラデシュ)

※1 : Self Help Group

※2 : Village Development Committee

2. 保健衛生指導

- (1) 保健衛生指導及び、医療向上プログラムの実施 (ネパール)
- (2) 巡回医療を通して、女性の自助グループへの医療知識の指導・普及と健康向上プログラムの実施 (ネパール)
- (3) 農村における地域医療の改善支援 (中国・新疆ウイグル自治区)

3. その他、特に必要とされる事項の実施

D. 「環境事業」 - 環境保全、再生エネルギー導入に必要な各種支援事業 -

これまでの植林を通じた環境保全と再生エネルギー (バイオガスプラント) の建設支援を通じた農村の人々の生活と環境改善に取り組む。また、環境保全啓発「グリーンスカウト運動」の更なる拡大を図る。

1. 植林・水源涵養林養育支援

- (1) 植林・水源涵養林養育支援 (フィリピン)
- (2) コミュニティフォレストリー支援 (ネパール)

2. 環境改善・国際グリーンスカウト運動 (市民環境改善) 活動の推進

- (1) 国際グリーンスカウト運動の推進 (インド、フィリピン、ネパール、タイ)
- (2) 環境教育 (インド、ネパール)

3. 再生可能エネルギー資源活用支援事業

- (1) バイオガスプラント設置及び、普及支援 (ネパール)

4. その他、特に必要とされる事項の実施

E. サイクル・エイド事業 - 放置自転車再生事業 -

1. サイクル・エイド (大阪府内の放置自転車のリサイクル・海外活用) 支援事業

II. 公益目的事業 2

人材育成と国際ネットワーク充実のための国際交流事業

本会が持つ国際ネットワークを生かし、アジアの急速な経済発展により生まれた諸問題に対して、解決できる人材育成と解決のためのアクションプラン策定し、実行する場を本事業にて提供する。

A. 人材交流・育成事業（一般公募）

1. 奨学金支援

(1) フィリピンのアジア社会科学院 (Asia Social Institution -ASI-)の地域開発専

コースに本会のカウンターパートスタッフを派遣

2. 海外研修・インターン研修生の受け入れ

3. 日本語教師派遣

4. アジア森林研修実施のための検証会

B. ネットワーク推進事業（国際会議、国際体験交流）

1. 国際会議 A

事業名 第24回アジア国際ネットワークセミナー

テーマ：農村社会における格差の改善に向けて

開催地：ミャンマー・ヤンゴン市内

開催日：2013年11月初旬開催予定

2. 国際会議 B

事業名 第3回アジア・ユースサミット ～地球の未来に向かって～

テーマ 環境とモラル ～いのちを守る食の行方 現在から未来へ～

開催地 大阪府立男女共同参画センター（ドーンセンター）

奈良市青少年野外活動センター（予定）

開催日 2013年8月16日～21日

後援 文部科学省、外務省、大阪府、奈良県、兵庫県、京都府、
奈良県教育委員会、兵庫県教育委員会、京都府教育委員会、
大阪市教育委員会、財団法人 大阪府国際交流財団

3. アジア・フレンドシップ基金の推進

アジア100万人の友の輪運動の継続的推進と基金拠出強化体制を整備。

4. AFS国際事務局（AFS/ICO^{*1}）の機能強化

ネットワーク事業における、ファンドレイジング、国際広報、その他事務局業務の強化を行うために、スタッフを海外カウンターパートから選考し、業務の充実化を図る。

※1：AFS：Asia Friendship Society、ICO：International Coordinating Office

III 公益目的事業3 生活支援事業

昨年度に引き続き、東日本大震災の復興支援事業を行う。多くの支援事業の中にて取り残された人々の心の復興を目指し、継続的に被災地を訪問し、被災者との対話による「精神的」支援を実施する。また、本年度より防災及び災害対策が実践できる人材を育成するために国内外において防災モデル地の形成を目指すために、対象地の災害史などから研究を行う。

1. 災害等罹災者支援事業

復興スタディツアーによる被災地訪問及び被災者との対話

2. 防災対策事業

対象地の選定及び災害史の研究など

3. その他、本会の海外カウンターパートの地域における災害支援

IV 公益目的事業 4 普及啓発事業

日本国内における普及啓発事業においては、従来の活動を継続しながら、活動基盤が脆弱な地域へ他地域から人的サポートを送り、活動を少しずつ広めながら、新たな地区担当ボランティアの発掘と育成を行う。また、様々な活動による広報の統一感、透明感の課題解決に向けて、本会のホームページ、会報誌、パンフレットなどの刷新を行う。これらを通して開発支援事業における資金面の強化を図る。

A. 地域広報活動事業（本部活動及び、地区活動、広報、プロジェクト支援、関連市民活動）

1. 新規ボランティアの発掘と育成のための世代別をターゲットとした、ボランティアガイダンスなどの積極的開催を行う。
2. 本会事業啓発を目的とした「ぞうすい（贈水）の会」の地域強化と全国展開
3. 国内活動の全国展開を目指し、全国ネットワーク組織の構成を実施し、国内基盤の強化を図る。
4. 開発支援事業報告会及びボランティア講座を定期的実施
5. チャリティ企画事業の推進（チャリティコンサート、バザーなど）
6. 各開発支援事業サポーターグループの育成・強化
7. 国際理解教育講座の実施
8. 機関誌「アジアネット」及び国内活動情報誌「JAFS プラザ」の発行
9. アジアへの文化理解をひろめるための講座「アジアコミュニティカレッジ」（アジア料理教室など）の実施
10. インドへの文化理解を広めるためのインド文化センター講座の実施
11. 企業とのCSR活動促進を目指した啓発事業の実施。
12. ホームページ、及びその他広報媒体の統一感、透明感を目指し、刷新を行う。
13. その他、本会の理念目的達成繋がる各種諸活動への参画

B. 環境保全・啓発教育事業

本年度は毎年夏に開催されている「土と水と緑の学校」が開催30年を迎え、筋目の年となる。東日本大震災及びそれに関する各種事業をへて、参加する青少年たちにこれからも「生命の大切さ」を子どもたちに伝え、よりよい地球環境の作りを目指していく。

1. 第30回「土と水と緑の学校（エコロジカル・スクール）」の開催
2. 美山「土と水と緑の自然学校」の開催
3. 国際グリーンスカウト国内活動の推進
（エコキャンプ、チャリティウォーク（ウォーカーソン）、清掃活動（クリーン Up 作戦）実施。

V. 運営管理

公益社団法人として2年目の活動に入った。ガバナンス・コンプライアンスルールの強化及びアカウンタビリティの更なる透明化を通して活動基盤を強化する。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1. 社員総会 | 年1回 |
| 2. 理事会 | 年4回 |
| 3. 常任理事会 | 年6回 |
| 4. 理事会各常置委員会 | 随時（総務・財務は毎月1回、その他の委員会は随時開催） |
| 5. 地区世話人会 | 各地区において随時開催 |

理事会各常置委員会においてガバナンスの強化を図るための内部管理活動を実施する。具体的には諸規定・規則の整備・強化を立案し、事務局内にて随時相談、合意し、理事会において決定する。

以上